

新町建設計画

串本町古座町合併協議会

串本町（令和2年12月変更）

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
第1章 新町の概況	・・・・・・・・	2
第2章 2町による合併の意義	・・・・・・・・	9
第3章 新町建設の基本方針	・・・・・・・・	15
第4章 まちづくり主要施策	・・・・・・・・	22
4-1. 新町建設戦略プロジェクト	・・・・	23
4-2. 新町の主要な施策	・・・・・・・・	28
4-3. 新町における和歌山県事業	・・・・	39
第5章 公共施設の整理統合	・・・・・・・・	40
第6章 財政計画	・・・・・・・・	42

はじめに

串本町、古座町の2町は、本州最南端に位置し、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた魅力あるまちです。

串本町は漁業の町、海運の町として海と深く関わり、古座町は河口の町として、木材産業あるいは漁業を柱に、永く培われてきた地域文化や伝統を引き継ぎ、それぞれ地域の特色を活かし発展し、今日に至っています。

このような歴史を持つ2町も、「地場産業の衰退」「人口減少」「少子高齢化」など様々な課題を抱えるようになりました。

また、わが国の財政状況は多額の長期債務を抱え、これを克服しなければならないという大きな課題に直面しており、地方自治体の財政運営面においても、今後とも大きな税収の増加を見込むことは困難であり、これまで地方自治体の主要な財源であった地方交付税や補助金等についても今までどおり十分に確保することは到底期待できない状況であります。

一方で、本格的な少子高齢社会を迎え、安心・安全な暮らしを守るための行政サービスの水準を将来にわたり確保し、住民の生活圏の拡大等に伴い、環境や防災、医療・福祉など様々な分野で広域的な対応が必要とされています。

このような今日の市町村に求められる役割と責務を果たすため、広域的な連携を深めつつより一層の行財政改革を進め、簡素で効率的な行政体制を確立する事が不可欠です。

こうした認識を踏まえ、串本町・古座町の2町は、行政サービスを極力低下させず住民が引き続き安全で安心して暮らせるまちづくりを実現し、行財政基盤を強化し各町の行政課題に効果的に対応していくために市町村合併をめざしています。

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画として、串本町、古座町の2町合併後における平成17年度から令和7年度までの21か年の新町づくりの基本方針を定めるとともに、その基本方針に基づき新町づくりのために重点的に行うべき施策などを明らかにするものです。

〇市町村建設計画（新町建設計画）とは

市町村建設計画は、市町村合併特例法に基づく合併に際して、合併協議を構成する市町村の住民に対して合併市町村のビジョンを示し、合併の検討材料とするものです。いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たし、合併後の総合計画の基礎ともなるものです。

また、合併特例法による様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が必須となっています。

市町村建設計画は、合併市町村のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために作成されるものであり、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされています。（合併特例法第5条第2項）

第1章.

新町の概況

串本町・古座町2町の広域的位置付け、人口、産業、土地利用などについてまとめるとともに、合併後の地域の現状を示す基礎的な指標を取りまとめ、新町の概況が一目で理解できるようにします。

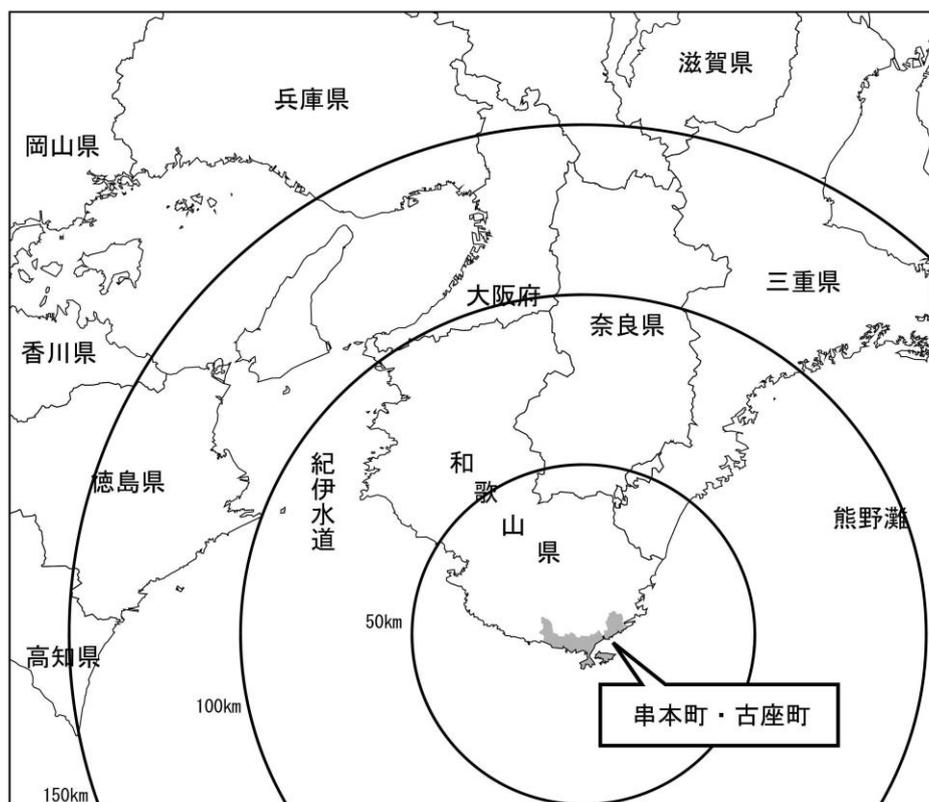
1-1. 位置・地勢

串本町、古座町の2町は、本州・紀伊半島の最南端に位置し、2町合わせて東西約 25 kmで、総面積は 136 km²の町となり、和歌山県全域（4,725 km²）の約3%を占めています。

大阪からはJR特急を利用して約3時間、東京からは南紀白浜空港を経て約4時間の位置にあります。

温暖な気候条件をもち、黒潮を臨む美しい海岸線と豊かな海洋資源、清流古座川水系を中心とした清らかな水資源に恵まれており、それを保持し育む広大な森林を擁するなど、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

図1-1 串本町、古座町の位置



串本駅—東京駅 約4時間 一日2~3便（JR特急—バス—航空便—鉄道）

串本駅—新大阪駅 約3時間 一日9便（JR特急）

1-2. 人口・世帯の推移

串本町、古座町2町の人口推移は、全国的な少子・高齢化の動き、農山漁村地域における過疎化の急速な進展の例と同じく、人口減少、とりわけ若年、生産年齢人口の減少（＝少子・高齢化の進展）が著しくなっています。

串本町では、1970年代に若干歯止めの傾向を経験した時期もありましたが、80年代以降は再び長期的な減少傾向が続いています。古座町においては、高度成長期以降人口減が一貫して続いており、人口減少に歯止めをかけ定住人口を確保することが2町の大きな課題となっています。

世帯数においても、これまで増加傾向にあった串本町は1980年以降微増・停滞傾向に転じており、古座町では長期的に横這い状態が続いています。

図1-2 串本町、古座町の人口の推移（国勢調査）

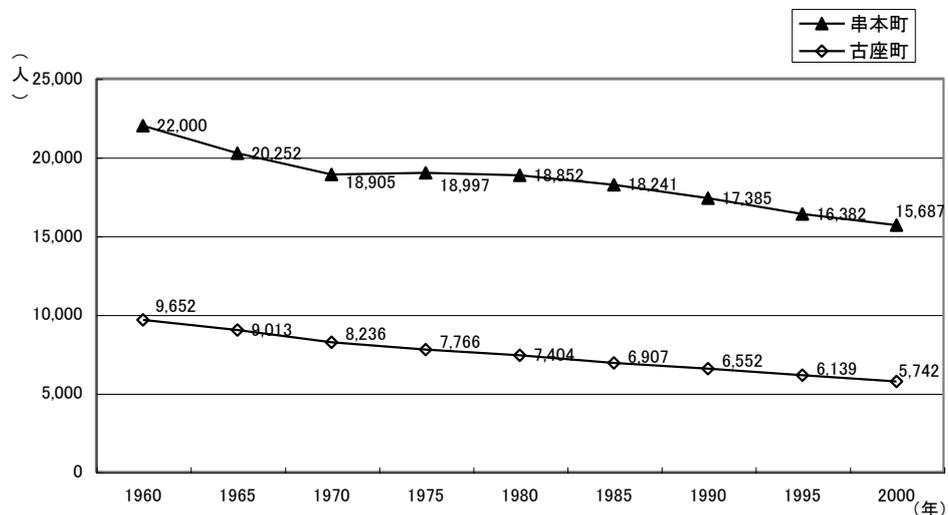


図1-3 串本町、古座町の家帯数の推移（国勢調査）

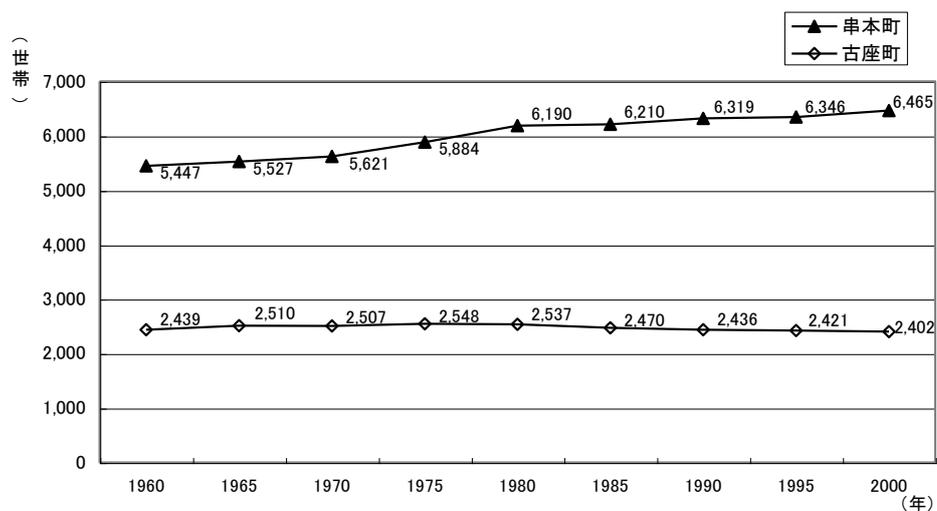
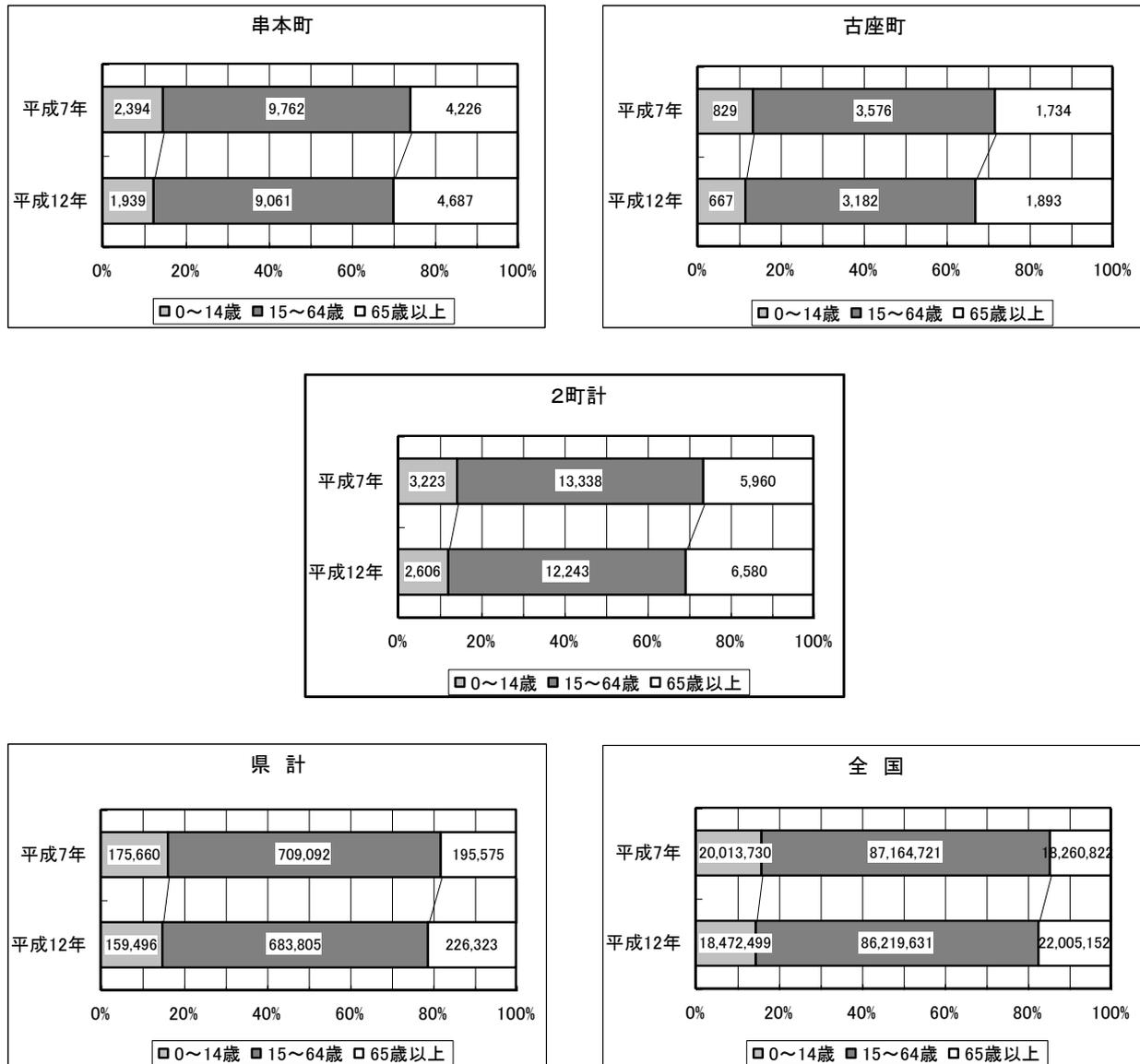


図1-4 2町の年齢別人口の推移



さらに、年齢構成別に2町の人口の動向をみると、程度の差はあれ、2町いずれも65歳以上の高齢者人口の比率が県平均（平成12年国勢調査で21.2%）に比して極めて高く、高齢化の傾向が極端に進んでいることがわかります。古座町では高齢者人口の比率は30%を超えており、高齢化の進展度合いは全国レベルでも高い地域です。

また同表から、平成12年国勢調査と5年前の国勢調査で人口の増減傾向をみると、県下全域に比して生産年齢人口の減少幅が2町とも大きいこと、すなわち働き手の高齢化が深刻な問題となっていることが伺えます。

過疎化、高齢化に対する対策・対応は、2町地域に共通した深刻な課題となっているといえます。

1-3. 将来人口の推計

将来人口は、新町の建設計画の計画期間である平成17年から26年までの財政の予測や行政投資の基礎となる指標です。

2町の将来人口の推計は、地域づくり推進実行委員会（協力：財団法人 和歌山社会経済研究所）による「和歌山県内市町村の将来人口推計」に基づき算出しました。

推計方法は、平成7年および平成12年の国勢調査時における各町の5歳階級別人口をベースとして、①基準人口（年齢不詳の補正後の人口）とコーホート変化率の算出、②女性の年齢階級別の出生比率等（データ）を用いたコーホート法※（社会増減による変化率を含む）により算出しました。

また、推計方法は、出生率等について当該市町村における数値を採用する推計方法を使用しました。

推計結果は以下のとおりです。

表1-1 2町の将来人口推計 (単位：人)

和歌山県社会経済研究所資料より作成

		実績値		推計値		
		7年度	12年度	17年度	22年度	27年度
串本町	0-14	2,394	1,939	1,684	1,514	1,319
	15-64	9,762	9,061	8,357	7,562	6,478
	65～	4,226	4,687	4,857	4,949	5,205
	計	16,382	15,687	14,898	14,025	13,002
古座町	0-14	829	667	555	518	469
	15-64	3,576	3,182	2,899	2,556	2,132
	65～	1,734	1,893	1,883	1,827	1,839
	計	6,139	5,742	5,337	4,901	4,440
計	0-14	3,223	2,606	2,239	2,032	1,788
	15-64	13,338	12,243	11,256	10,118	8,610
	65～	5,960	6,580	6,740	6,776	7,044
	計	22,521	21,429	20,235	18,926	17,442

※注：コーホート法

人口推計の一手法で、同時期に生まれた出生集団の生存率や結婚等による女性の出生率をもとに人口を推計する方法

1-4. 産業構造

串本町、古座町の産業構造は以下のとおりです。

下記の農業は専業農家のみですが、その点を考慮した上で2町の産業構造上の特徴をみると、第一次産業が2町地域経済の土台をなしているといえます。しかし、それに従事する人々の平均年齢をみると、全産業の平均年齢を大きく上回っており、とりわけ農業においてはどちらの町においても平均年齢が65歳前後となっており、第一次産業分野における後継者不足が深刻な問題となっていることがうかがえます。

表1-2 2町の産業別就業者数

	総数	第一次産業					第二次産業				
		農業	林業	漁業	鉱業		建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業		
串本町											
総数	6,375	679	189	25	464	1	1,084	675	372	37	
構成比	100.0	10.7	3.0	0.4	7.3	0.0	17.0	10.6	5.8	0.6	
平均年齢	47.5	57.6	66.7	55.4	54.0	40.5	46.3	46.0	47.4	40.3	
古座町											
総数	2,403	237	86	10	141	-	494	305	175	14	
構成比	100.0	9.9	3.6	0.4	5.9	-	20.6	12.7	7.3	0.6	
平均年齢	49.1	61.2	63.8	50.9	60.3	-	48.8	47.8	50.6	49.1	
2町計											
総数	8,778	916	275	35	605	-	1,331	980	547	51	
構成比	100.0	10.1	3.4	0.4	6.3	-	19.6	12.1	6.9	0.6	
平均年齢	48.3	58.6	65.9	54.2	55.7	-	47.0	46.5	48.3	42.7	

	第三次産業						公務 (他に分類されないもの)	分類不能の産業
	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業			
串本町								
総数	4,120	298	1,572	102	23	2,125	485	7
構成比	64.6	4.7	24.7	1.6	0.4	33.3	7.6	0.1
平均年齢	47.0	46.4	49.8	43.4	61.5	45.0	41.0	52.8
古座町								
総数	1,550	131	539	45	3	832	122	-
構成比	64.5	5.5	22.4	1.9	0.1	34.6	5.1	-
平均年齢	47.6	47.4	51.0	40.2	59.8	45.8	44.9	-
2町計								
総数	5,670	429	2,111	147	26	2,957	607	-
構成比	64.5	5.3	23.0	1.8	0.2	34.2	5.8	-
平均年齢	47.2	46.7	50.1	42.5	61.0	45.2	42.1	-

出所：総務省統計局 2000年国勢調査より

1-5. 土地利用

串本町、古座町の土地利用構成は以下のとおりとなります。

各町の面積は、串本町 89.8 km²、古座町 46.0 km²となっており、そのうち圧倒的に多くの面積を占めているのは森林等です。

紀伊半島の最南端に位置していることから、大都市部、県庁所在地とのアクセスは、公共交通機関、道路ともに不便なのが実態です。しかし他方で、このような都市部から離れていることが逆に乱開発をまぬがれ、豊かな自然環境が相対的に保持されることにもなっています。

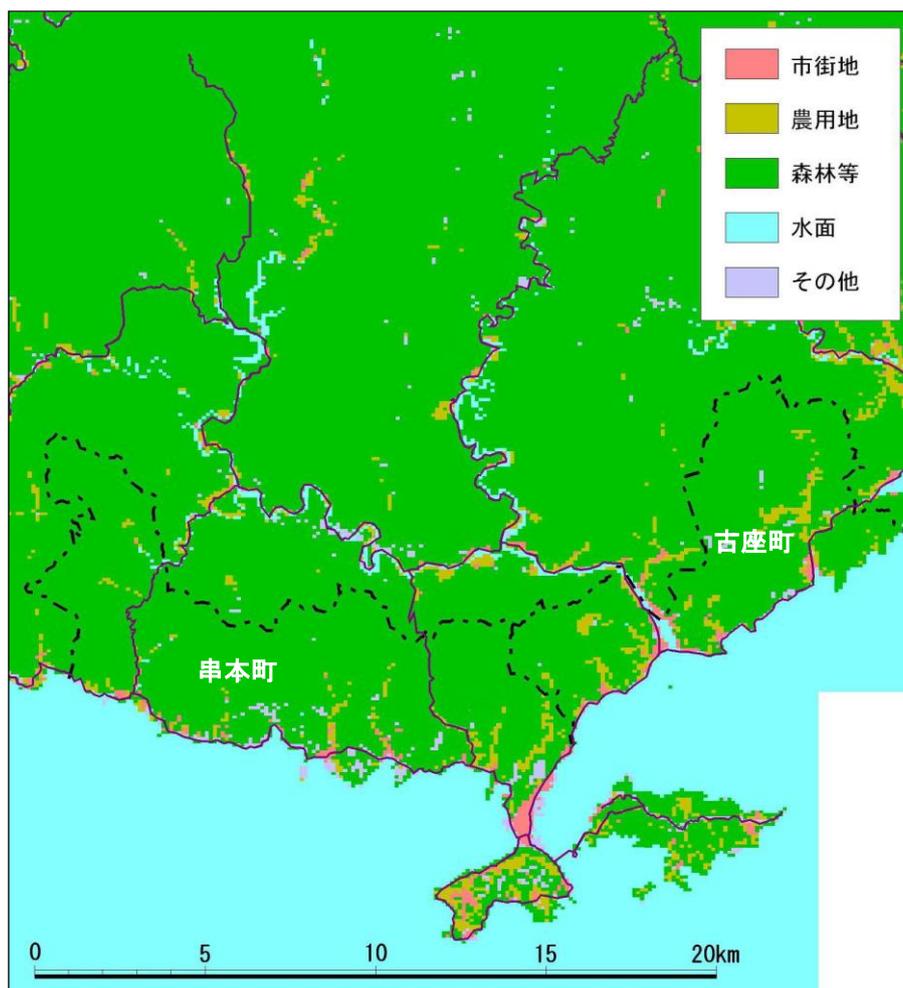
表1-3 2町の地目別面積（構成比） (単位：%)

	面積：km ²	農地	宅地	森林等	その他
串本町	89.8	8.7	4.1	80.1	7.1
古座町	46.0	7.6	3.1	78.2	11.0
2町計	135.8	8.3	3.8	79.5	8.5
和歌山県計	4,725.6	11.3	4.2	61.4	23.1

(注) 2001年1月現在

※構成比の合計が100にならない場合があります。

図1-5 2町の土地利用構成



第2章.

2町による合併の意義

2町が合併すれば本州最南端に位置する美しい海や海岸線、南国の香り漂う豊かな自然資源に恵まれた新しい町が誕生します。

一般的にはさまざまな合併効果や必要性が唱われていますが、そもそも市町村合併とは、一自治体だけの都合やメリットだけを考えると合併すべき必然性がなかなか見えてこないのが実情です。しかしながら、地域の共通課題を将来的に解決していこうとした場合、自治体の規模を大きくして行財政基盤を強化する市町村合併が一つの有効な手法であることも明らかです。

そこで、2町をとりまく社会的背景、地域や行政の現状と課題など、当地域が置かれている状況を踏まえた上で、なぜ2町で合併が必要なのか？ 合併することによる意義・期待される効果は何なのか？ について検討していきます。

2-1. 海・山・川一体的な地域づくりへの期待

2町の合併により、本州最南端に位置する美しい海や海岸線、南国の香り漂う温暖な気候など、優れた自然資源をもつ町が誕生します。

自然環境保全や自然を生かした産業・観光の振興などの点で、また、自然に恵まれた環境での充実した住民生活の実現など、合併により貴重な「海・山・川」を活かしたこの地域ならではのまちづくりが期待されます。

1) 地球規模の観点に立った自然環境保全の必要性

京都議定書の発効を間近に控えた今、地球規模の視点に立った環境の保全を、住民一人一人の身近な問題としてとらえる必要があります。また、自然資源を活用した観光振興を重要課題と捉える当地域にあって、美しい自然を後世にそのまま伝えていくのが必要不可欠な条件でもあり、合併によりこれらを統合的に保全していく必要があります。

2) 海・山・川どれをとっても本州を代表するきれいな地球の恵みを活かした地域づくり

当地域は、「海・山・川」一体型の自然環境の恵みを享受できる貴重な地理的特性を有しています。またここは、「見る」だけでなく「体験」できる自然環境にあふれた本州でもまれに見る貴重な地域です。

そこには、本州を代表するきれいな海や海岸線、おいしくて豊富な海産物とマリンスポーツ、清流を利用した釣りやカヌーなどのアウトドアスポーツ、個性的な山の幸を味わうなど、2町は海・山・川を丸ごと味わうことができる自然の宝庫です。

特に、2町の合併により、紀伊半島でも有数の美しい海岸線をもつ新しい町が誕生することになり、「海とともに生きる」ことを前面に出した地域形成が期待されます。

これら自然を生かした体験メニューや産業振興については、個々の取り組みや実績は十分にあります。これからは、この2町の合併を機に、より有機的・一体的な連携を進め、「観光立国日本」の一翼を担う魅力的な地域づくりが期待されます。

特に、単独の町では観光PRや広域から人を呼び寄せる取り組みも不十分な面があったことから、合併を機に、これら組織の連携・強化を図り、当地域をより一層全国的にPRし、体験型観光を主体とした地域の活性化が期待されます。

2-2. 広域的な行政課題への対応

2町は防災対策の推進や病院・医療の充実、雇用の促進など、きわめて重要で緊急性のある行政課題を数多く抱えています。しかも、地域を横断した2町共通の広域的課題であるものも多く、これらの解決には、いままでの行政区域の枠内で施策に取り組んでいたのでは到底十分でないのは明らかであり、市町村合併を機に、2町の地域一体の共通課題として取り組む必要があります。

1) 広域的な防災対策への取り組み

近い将来、南海・東南海地震の発生が予想され、それに対応する防災対策を講じる必要性があります。現在の2町の庁舎は、いずれも海岸部、あるいは、河岸部に立地し、地震、あるいはそれに伴う津波が発生した場合に、真っ先に被害を受ける可能性が高く、河岸部の場合、洪水の危険にもさらされています。さらに、一部の施設においては、建設後年数も経過しているため老朽化も進んでいます。災害が発生した場合、住民の救援にあたらなければならない町の中核機関が壊滅的打撃を受ける可能性が高いといえます。

したがって、役場・消防・情報機能を災害から保護する対策を万全にするため、防災センターとしての機能を持った施設整備が必要です。

こうした施策は、広域的な対応や財源の面で、とても一町単独でできるものではなく、安心・安全まちづくり推進の観点からも2町の合併が必要です。

2) 医療機関の統合課題への対応

串本町には、町立の医療関係施設として、国保直営串本病院が整備されています。また、古座町には、古座町古座川町一部事務組合設立の国保古座川病院が整備されています。

国保直営串本病院と国保古座川病院は、同様の規模を有しており、2町における中心的な医療機関の役割を果たしていますが、地域医療の高度化等のニーズの高まり、施設の老朽化などの要因から再整備の時期にきています。特に、人口3万人に満たない地域での公的医療機関として効率的な病院経営を実現する観点で統合化の必要があります。

和歌山県が定めている医療圏域によれば、より高度な医療を受けるための広域医療圏である2次保健医療圏は、2町ともに新宮医療圏に属しており医療・保健サービスにおいても地域で一体性があります。2町が合併し、人口規模が大きくなることによって、2つの公立病院の統合により、効率的な医療機関の配置、救急医療、保健サービス、2次医療機関の整備が見込まれます。

3) 雇用の促進

雇用の促進は、先ごろ実施した「新町建設計画住民意向調査」においても住民から最も優先してほしい施策の1つとしてクローズアップされました。

国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」においても、「規制改革や公

的部門の外部委託、情報提供や人材の育成支援、観光立国の実現及び休暇の取得促進等により、530万人雇用創出プログラムを推進する」とあります。

2町の合併を機に、恵まれた自然環境を地域全体の共通資源として十二分に活かし、農林漁業や観光を主体とした産業の振興による雇用の拡大が期待されます。

4) 生活バスの効率的な運行

今後のまちづくりにおいて、バス交通体系の整備は、住民生活を支える基盤として非常に重要な課題です。現在、バス路線の運行は大きく分けて、①古座―串本―潮岬間ルート、②串本―田並―江住ルート、③串本―檜野灯台口ルートがありますが、これらの路線は、いずれも串本駅を中心として放射線状に運行されており、串本駅を経由しなければ、他の路線への乗換えをすることは困難です。

今後高齢化が進むと、自分で自家用車を運転することが困難となる者の割合が増えると予想され、こうした点から、2町をつなぐバス路線は、高齢者の日常生活における唯一の交通アクセス手段としてますます大きな意味を持つと考えられます。

高齢者・障害者・妊婦・児童といった公共交通機関のみを日常の交通手段としている住民階層の交通手段を確保していくためにも、将来的には今以上に充実したバス交通等の整備を図っていくことが必要とされます。

5) 小中学校施設の適正配置やサービスの充実

2町の合併により、地域特性や地元の意向を踏まえつつも、少子化時代に対応した学校の適正配置を検討することが考えられます。

また、現在給食サービスが実施されていない串本町では、合併を機に給食の完全実施に向けての検討が期待されます。

6) 環境施設の統合、効率的な環境対策の推進

当地域は、ごみ焼却場をはじめとした環境施設の老朽化が進んでおり、これら施設の建て替えや、広域的な対応が可能で高度な処理能力を有した施設への更新が大きな課題となっています。

ごみ焼却場ばかりでなく、廃棄物の最終処分場、火葬場や斎場など環境分野には広域的に対応すべき行政施策が多数あり、合併により一部事務組合の事務の見直しを図り、施設の統合や効率的な施策の展開が期待されます。

2-3. 厳しい財政状況のもとでの行財政の効率化

わが国経済の低迷に伴い国や地方の歳入減少が続く中、地方自治体においても厳しい財政状況が予測されます。さらに、「聖域なき構造改革」の旗印のもと、特に小規模な市町村に手厚く配慮してきた従来の制度を改め、国においても行財政改革はますます強化されていきます。

今後着実に進むであろう交付税や行政体制にかかる制度改革は、すでに具体的な検討段階に入っており、これらの動きに対応するためには、基礎自治体の規模を大きくし効率的な行財政運営に努めることが求められます。

1) 財政状況の現状と課題

2町の財政状況については、自主財源についてみれば、昨今の不況の影響により地方税収は大きく落ち込んでいます。

平成14年度普通会計決算によると、地方税収は2町全体で約16億円と、歳入総額109億円の14.8%を占めるにとどまっています。歳入のかなりの部分を国県支出金、地方交付税、地方債といった依存財源に頼っているのが現状です。

特に、地方交付税の制度改革については、事業費補正や段階補正の改正が段階的に実施されており、相当規模の交付税の削減が今後とも続くことが予測され、現在の行政サービスの水準を維持していくことが困難な状況となる事態も予想されます。

2) 予測される将来の財政状況

また、将来的な財政状況を予測しても、国調人口の減少による普通交付税の減少が予測される中、合併後12年度目（平成28年度）からは更に段階的に交付税が縮小し、その分だけ歳入は減少します。地方交付税算定替えの特例が完全に終了し一本算定となる平成33年度には、新町の普通交付税額は、平成15年度の2町の交付税合計と比較すると、約27%の減収となることが予想されています。

しかしながら、合併すれば、合併特例債の活用により通常では一般財源で賄うべき事業も国の財源で補うことができます。また、合併により首長をはじめとした町3役および議員・職員の減少により経費の削減を図ることができます。

3) 行政能力の強化

これまでは、小規模な自治体になればなるほど一職員が様々な業務を兼務せねばならず、専門性の要請には程遠いとされてきました。しかし今後は、自らの責任において行政運営を行う能力をそれぞれの自治体の職員が身につけるべき時代に来ています。

これからの職員は、住民に対して行政の説明責任を果たし、創造性を持ち、住民との協働を考え、コスト意識を念頭におき、総合的な地域経営的視点を有する必要があります。そのためにも、職員能力向上がその大前提であり、2町による合併を機に職員の能力向上とそれに対応する組織づくりが進むことが期待されます。

2-4. 住民意向からみた合併の意義

平成15年5月にアンケート調査を実施し、“住むまちの現状”、“合併した場合のまちの将来像や必要な施策”について住民がどのような意見、ニーズを持っているかを調査しました。

結果は以下に示す通りであり、これら当地域におけるまちづくりの課題の多くは、各町が単独で実施するには財政上の負担が大きいものや、広域的な取り組みが必要なものとなっています。

合併を機に、こうした住民意向を実現させ、豊かで、暮らしやすいまちづくりを進め、効率的かつ広域的に施策を行う行政体制を構築することが必要です。

●生活環境や行政サービス、施設への満足度・優先度について

施策面では「病院、診療所などの医療施設の整備」「南海・東南海地震への対策強化」「雇用の充実による地域の活性化」が当地域の重要課題です。これらの課題は全て個別の町で対応しきれるものではありません。関係する自治体が連携することによって、効率的かつ広域的な施策の展開が可能となります。

また、「行財政の効率化」「行政への住民意向の反映」も合併後の新町において優先的に取り組むべき課題となっています。

優先的な実施を望む回答順位 (実施状況を不満に思う回答順位)	項目
1位(2位)	病院、診療所などの医療施設の整備
2位(3位)	南海・東南海地震への対策強化
3位(1位)	雇用機会の創出(企業誘致、活性化)
4位(4位)	行政運営、財政運営の効率化
5位(5位)	行政への住民意向の反映

●合併後の新しいまちの将来像(イメージ)について

新町の将来イメージとして、半数近くの住民が「山・川・海の自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」を挙げているほか、医療体制や福祉の充実したまちも希求されています。医療・福祉に関する施策、施設の充実を行うには、合併により行政体制を強化し取り組む必要があります。

(この設問は複数回答のため回答割合の合計は100%を超える値となっています。)

順位	項目	回答割合(%)
1位	「山・川・海」の自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち	49.0
2位	医療体制と、健康づくり対策が充実した健康のまち	41.5
3位	高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち	37.5
4位	災害に強く、交通事故や犯罪のない、安全でゆとりのあるまち	24.5
5位	商工業、サービス業などが活発で働く場に恵まれた産業のまち	24.3

第3章.

新町建設の基本方針

串本町・古座町2町のいままでの行政運営を尊重しつつ、住民等の意向を踏まえ、2町合併後のまちづくりにあたっての根幹の考えをなす基本理念、及び将来像や具体的な目標、また、将来像を実現するための施策の基本的な方針を以下にとりまとめます。

3-1. まちづくり基本理念

潮岬を擁し本州最南端に位置するこの地は、東京都における南国の島「八丈島」とほぼ同緯度にあり、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。また、人々の生活活動圏域からみれば、紀伊半島の南端部に位置し、主要な都市からも離れており、独立した経済圏を形成しています。

紺碧の枯木灘・熊野灘を臨み、荒船海岸や橋杭岩などの個性的で風光明媚な海岸線を擁し、沖合を流れる黒潮は多くの優れた「海の幸」を運んでくれ、美しく魅力ある海洋資源に恵まれた地域です。さらには、四季折々に様々な顔を見せる緑豊かな山々は、水量豊富な古座川を媒体として栄養分を海に送るなど、海の資源の生育に欠かせない大切な役割を果たしています。

このように、「山」「川」からはじまり豊かな「海」に還る、3拍子そろった自然の循環に恵まれた環境をもつ全国でもまれに見る地域です。

この自然資源を観光資源として、また生活資源として最大限に利活用することで、この地域に活気を呼びおこし、地域生活のより一層の向上が期待できます。また、自然環境を前面に出したまちづくりを展開することで、対外的にもアピールできる地域に生まれ変わることが期待されます。

一方で、日本全国が成熟社会に入った今、21世紀の我が国社会形成の大きな潮流となっていることは、「自然環境と社会生活との共存」「循環型社会の構築」が重要なテーマであるということです。

都市圏から遠く離れ、道路や鉄道など交通網の整備も遅れている地域ではあるものの、これをプラスの要素と捉えることで、豊富な自然資源に恵まれた当地域は、地球環境に配慮し、自然環境の再生・循環型社会の実現を目指し自然と共生する21世紀型まちづくりのトップランナーとなる可能性を持っています。

何物にも代え難い豊かな「海」そして「山」「川」の資源がそろったこの地域で、人々が活気と安心感を持って生活できれば、これこそが新世紀にふさわしい、自然共存型・循環型社会を代表する豊かさといえるのではないのでしょうか。

従って、串本・古座の2町が合併した新しいまちづくりにおいては、経済的な側面や都市的な利便性を追求することも必要ですが、それ以上に自然や人との交流を重視し、自然

の恵みを活かした産業を軸に人々が生活基盤を確立することで地域経済の活性化を図り、自然環境に囲まれた中で「豊かさ」「暮らしやすさ」を感じるまちづくりを目指します。

「海」との関係にあっては、黒潮に育まれた海の資源を開拓、そして有効に活用し「海を活かした業」の生産性の向上を図ります。「山」「川」との関係においては、これらが豊かな森林資源の生産の場であるとともに水資源の涵養の場、あるいは水資源供給や憩いの場でもあることから、その役割を見直し、雇用の場、観光振興や地域の活性化の手立てとしてうまく利用し、新町行政はその支援をしていきます。

すなわち、

「人と自然が生み出す力！」

これを最大限に活かした

「本州最南端の新しいまちづくり」を進めます

また、本格的な少子高齢社会を迎え、福祉、防災対策など郷土を守り地域社会を維持するセーフティネットへの的確な対応を講じつつ、来るべき南海・東南海地震に備え、災害に強い、安全と安心を実感できる住みやすいまちづくりを目指します。

さらには、これまで以上に住民と行政が協力し合いながら、住民の自立と協働に基づいた活力ある地域社会を実現します。

3-2. まちづくりの基本的な方向

基本方向その1：自然と共生するまちづくり

～海・山・川一体の地域特性を活かしたまちづくり～

豊かな自然を環境保全の立場から守りつつ、地場産業や観光に活用し、住民生活の向上にも役立てる、そんな「自然と共生するまちづくり」を進め、次代に継承していきます。

3-2-1. 自然環境にやさしいまちづくり

地球規模での環境保全の重要性が問われている今日、この紀伊半島最南端における美しい自然資源は、地方が先頭に立って保全し再生していかなければなりません。新町の最も大きな財産である「美しく豊かな自然」をいつまでも守ることが、住民生活と新町を守ることに繋がります。こうした観点から、環境対策に力を入れた行政を推進します。

ごみ処理やし尿処理は、時代に適応した施設の整備・維持管理に努めるとともに、ごみ分別の徹底、リサイクルの推進など、住民と行政が一体となってハードとソフトの両面からごみ減量化などの環境対策に取り組みます。

また、沿岸域の水質保全がこの地域の大きな課題となっていますが、下水道や浄化槽など、適切かつ効果的な水処理対策を実施し、海の環境対策を推進します。

「新町のバックボーンは美しい自然」を合言葉に自然環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

3-2-2. 自然資源を利活用した地場産業・観光の振興

当地域には、数多くの名所・旧跡や名勝があり、早くから観光地として脚光を浴びていましたが、観光スタイルは「見る観光」から、海的美しさを売り物にしたスキューバダイビングや豪快な遊泳姿を目の当たりに出来るホエールウォッチングなど、優れた自然環境を活かした体験型観光などが主流となりつつあります。

一方、この地域は地球の恵みを受けた他の地域では味わうことのできない一次産品を数多く有しています。また、食の安全性や健康志向を重視するといった都市住民のニーズも高まり、特色ある海産物・農産物を数多く有している当地域は、地域間競争に打ち勝つ第一次産業を確立する基盤を持っています。

よって、この地域の優れた海産物・農産物を中心とした一次産品を前面に出し、自然の恵みを活かした新たな製品の創作や産業の掘り起こし、第一次産業と観光産業との連携や生産～販売一体型の産業転換を促し、新町の経済基盤となる主要な産業への育成を図ります。

また、2町で別個に対応していた観光団体、観光施策の連携を図り、「海」と「山」「川」を線をつないだ重層的な観光施策を展開し、各種産業と体験型観光などの取り組みを強化し、当地域の自然資源がワンパッケージとなった観光振興を図ります。

基本方向その2：住民が安心して暮らせる人にやさしいまちづくり

来るべき南海・東南海地震に備え、防災対策と特に被災後を視野に入れた救急・医療体制の充実を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3-2-3. 災害に強い安全・安心のまちづくり

本格的な少子高齢社会の到来に対応し、すべての住民が暮らしやすい、暮らし続けたいと思えるような、幸福感・安心感を持って生活を送ることができる地域社会を形成することが求められています。

また、独立性の高い経済圏、生活圏を形成している当地域の場合、自立性のある一定レベル以上の医療・福祉サービスを備える必要があります。

当地域の場合、まずは南海・東南海地震への対策が急務であることから、医療・救急体制の充実、病院および消防・防災施設の整備を推進するなど、万全な防災対策の確立と災害対応拠点の整備を強力に推し進めます。

また、町民の健康づくりの推進や医療サービスの再構築、高齢者・障害者に対する地域福祉のさらなる推進をはかり、住民一人一人がいきいきと元気に暮らせるまちづくりを進め、安全・快適な地域社会を形成します。

基本方向その3：民・官協働のまちづくり

「串本町・古座町の2町を廃止し新たな町を新設する」という合併を機に、これまで以上に対話のある開かれた町政運営を行い、住民と行政が協力し合いながら新町づくりを進めます。

3-2-4. 地域コミュニティを主体としたまちづくり

町の財政状況が厳しい今日、住民が自ら出来ることは住民で取り組むことが必要です。相互扶助の精神に基づき地域社会を維持するための自治システムやネットワークの充実を図ります。

特に、今までも各地域においては、地域住民の大半が参画する住民自治組織が効果的な活動を行い、活気と潤いのある地域社会の形成を図ってきました。これまでの各地域の住民自治組織を継承し、さらに充実させながら地域内活動を活発化、発展させていきます。そして、それを機能的にネットワークすることにより、自立性と協調性のある地域の形成を図ります。

予測される南海・東南海地震の被災時において、互いに助け合い被害を最小限に抑える

ため、自治防災組織の組織化を支援します。

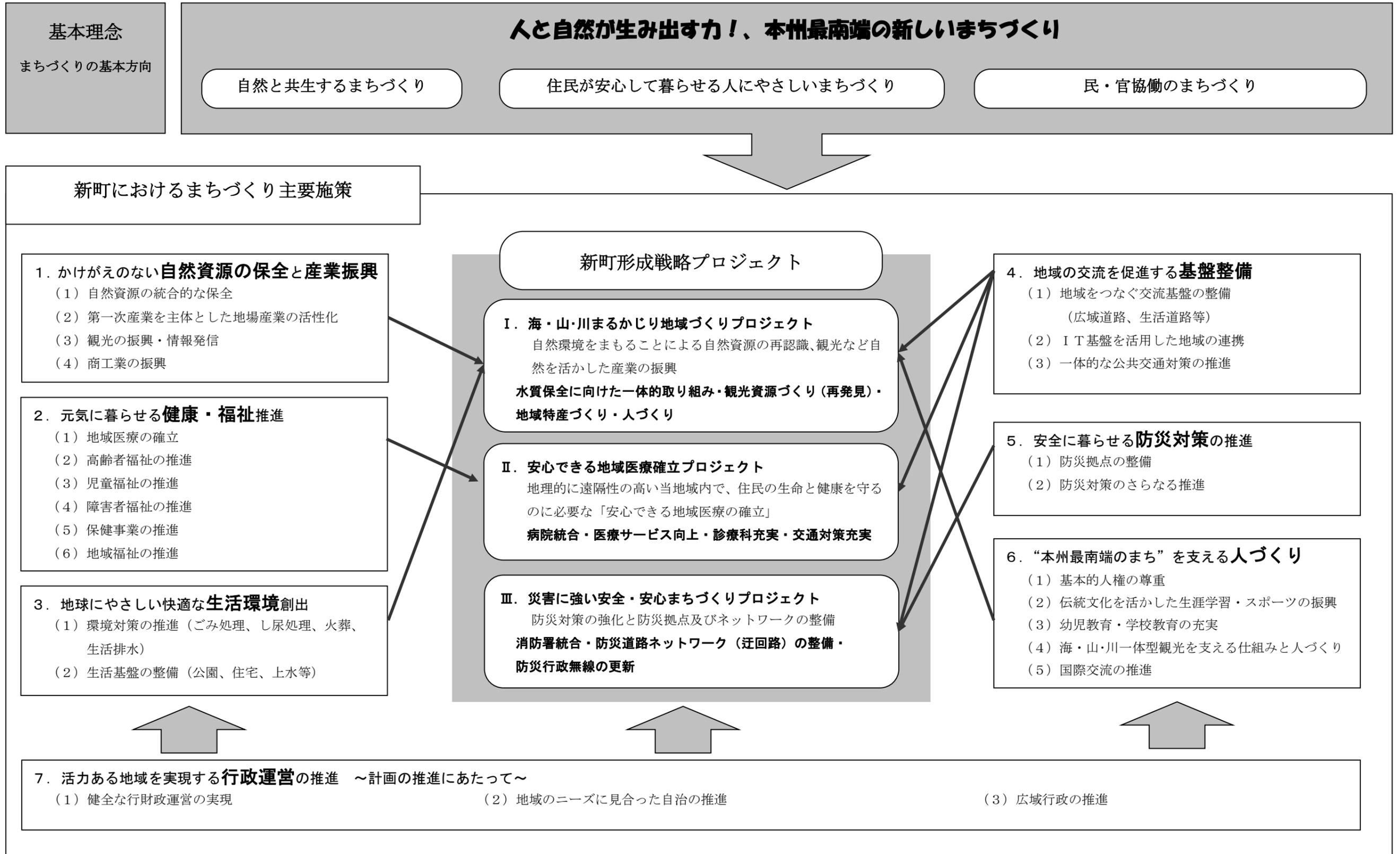
また、住民自治活動を通じ、2町各地域の伝統文化を継承し、郷土を愛し地域に活力を生む、新町の次代のまちづくりを担う「人づくり」を進めます。

そのためには、学校教育をはじめとした教育の充実を図り、子供たちが安心して学習できる環境づくりを進めます。

一方で、地域の自立と交流を促す交通体系の充実、IT基盤を活用した住民交流、行政と住民のコミュニケーションを積極的に推進するとともに、情報公開に努め透明度の高い行政を実現します。

町は、みんなの力を合わせてつくり上げていくものです。合併を契機として、行政はより一層の行財政の効率化を図りつつ「民官協働」の精神をもって共に汗をかきながらまちづくりを推進していきます。

3-3. 施策の体系



第4章.

まちづくり主要施策

新町建設の基本方針に則り、行政分野ごとに具体的に展開する施策、中でも新町建設促進に欠くことのできない重点的な施策を以下に示し、合わせて新町建設のための重点事業について計画に位置づけます。

4-1. 新町形成戦略プロジェクト

合併後も厳しい財政状況が続くと予測される中、当地域を取り巻く行政課題は数多くあるものの、全ての行政分野において総花的に施策を実現していくことはなかなか困難なのが実情です。しかしながら、当地域が抱えるいくつかの重要課題に対しては、2町の合併を契機として優先して速やかに取り組む必要があります。

※新町形成戦略プロジェクト選定にあたり留意すべき点としては

①この地域固有の重要課題であること

地域医療問題（病院統合など）、防災対策等、合併を期に解決すべき当地域の重要課題となっている行政施策が対象となります。

②従前から地域による取り組みがあり、合併により一層発展する事が期待できるもの

合併後も効果的に施策を実現していくためには、地域の特性を活かし従前から行政や地元住民による取り組みがされているものを優先して採択し、従来からの取り組みを継続しつつ発展させていくこととし、これから検討をはじめめる全く新しい施策・事業は当面見合わせます。

③合併ならではの施策であること

合併効果が期待でき、合併により相乗効果を発揮できるものに取り組みます。なおかつ、合併することによって実施可能となる施策や事業を戦略プロジェクトとして位置づけます。

以上の点を勘案し、地域住民生活の安全・安心の確保、地域社会の活性化という観点から特に重要な地域の課題を絞り、2町の合併による新町づくりにあたり実施すべきプロジェクトを重点的に推進していきます。

以下に示す3つの戦略プロジェクトは、複数の行政分野を横断的に取り組み、行政と地元が一丸となって総合的に進めていくべきプロジェクトです。

<プロジェクトそのI>

海・山・川まるかじり地域づくりプロジェクト

自然環境を守ることによる自然資源の再認識、観光など自然を活かした産業の振興

水質保全に向けた一体的取り組み・観光資源づくり（再発見）・地域特産づくり・人づくり

◆現状と課題

◎手付かずの自然、自然資源を生かした様々な取り組み

当地域は、紀伊半島の南端部にあり大都市圏から離れた地理的条件にあるのに加え、道路・鉄道の交通網に恵まれない条件下にあるため、高度成長期やバブル経済期の環境破壊型の開発からのがれ、紺碧の海熊野灘、風光明媚な海岸線など豊かな自然が多く残ってい

ます。

また、海を活かした「本まぐろ養殖体験」や「スキューバダイビング」、川を資源とした「カヌー体験」など、まさに当地域は「体験型観光のゲレンデ」であり、自然資源を生かした様々な取り組みが精力的に行われています。一方、体験型観光は現代社会の潮流でもあり、豊かな自然をもつ当地域にとっては追い風であるといえます。

◎点から線への観光戦略にむけて

これまで2町はそれぞれ観光施策を展開し、行事やイベントも町ごとに行い、地域のPRも個々に行ってきました。個々の町ごとの取り組みでは広域から人を呼び寄せる魅力に乏しく、合併することにより1つの地域で見ることができ、体験できる観光のメニューも幅が広がるため、これらを1つの線をつなぎ、一時間でも一日でも長く新町に滞在してもらうための下地づくりが課題となっています。

「ありのままの自然資源を大切にしたい観光」のニーズはますます高まることが予測され、自然資源を活用した滞在型・体験型の観光を普及させていくため、「点の観光から線の観光へ」観光戦略の大きな転換が必要です。

今後、「滞在型・体験型の観光」のニーズはますます高まることが予測され、これらに対応していくためにも、この担い手の育成が大きな課題となっています。

◎地球環境、水源涵養の観点からの施策の必要性

美しい海洋資源を保護するためには、それらが森林の持つ保水機能に大きく依存していることから、海、山、川の生態系を一体的に保全するための施策の展開が必要です。また、このことは地域住民の暮らしの場としての自然環境を保全することにもなり、当地域が地球にやさしい自然環境の再生・循環型社会構築の先進地域として発展していくことが期待されます。

◆重点的に取り組むプロジェクト

①水質保全に向けた一体的な取り組み

この地域のかげがえのない自然環境を守ることが、上記にあげたような観光の振興、第一次産業を核とした地域の振興につながります。

よって、地域の特性に合わせて下水道や浄化槽の整備を行い、水処理対策を積極的に展開し、海、川の水をきれいに保つ施策を実施します。

②観光資源の開発（観光資源の再発見）

この地域における自然資源、歴史的資源を見直し、スキューバダイビングやカヌーに続く新たな体験型観光の発掘に努めます。地域の様々な体験型観光を連携させ、豊かな自然に触れ合い海・山の幸を味わえるような、訪れる人たちにとって魅力的で物語性のある観光メニューの開発に努めます。

また、都会の小中学校とも連携し、都会にはない貴重な自然資源に触れてもらうために臨海学校や林間学校などの誘致に仕組み、都市部との交流を進めます。

③地域の特産品づくり

新鮮な海の幸、魅力的な山の幸、特色ある川の幸、どれをとっても自然の豊かな恵みに触れることが出来ます。この地域特性を活かし、新たな郷土料理の創作や地域の特産品づくりを支援していきます。

また、より魅力ある地域の特産品を創出するために、基幹となる第一次産業の生産性向上に努め、観光を含めた各産業との連携を図ります。

④地域づくりを支える人と組織づくり・情報発信

以上のような新たな活動に継続的に取り組んでいくためには、担い手の育成と組織化がキーポイントとなります。まちづくりとは人づくりであり、豊かな自然など地域の良好な素材を活かしきるのは「人」と「組織」に他ならないからです。

よって、生涯学習との連携を強化しながら、まちづくりの担い手育成に努めます。2町でも様々な取り組みがされていることから、既存の組織の連携をはかりその輪を広げます。日本全国の人々にこの地域を訪れてもらい、農産物・林産物・海産物などの優れた特産物、魅力的な自然資源に触れていただき、さらには地場産品の販売促進を図ることが新町の活性化につながることから、全国から人を呼べる体制づくりと情報発信する能力を有するネットワークを構築します。

<プロジェクトそのⅡ>

安心できる地域医療確立プロジェクト

地理的に遠隔性の高い当地域内で住民の生命と健康を守るのに必要な「安心できる地域医療の確立」

病院統合・医療サービス向上・診療科充実・交通対策充実

◆現状と課題

◎3つの町で2病院の統合問題

現在この地域には同程度の規模をもつ2つの公的病院があり、2町が合併することによりいずれかの形に統合する必要性が生じます。1つの自治体で二つの病院を並立経営することは、行政効率上、運営上・財政上の面で好ましくなく、将来的に統合する事が不可欠です。

また、2病院の位置はいずれも地震や津波が発生すれば被害を受けやすい場所にあり、かつ、老朽化しており耐震性にも問題があります。その意味でも安全な場所に統合する必要性が高いといえます。

◎生命と健康を守る地域医療の確立

少子高齢社会にあって地域医療は住民の重要関心事です。当地域は、基幹病院である新宮市立医療センターと田辺市の南和歌山医療センター・社会保険紀南総合病院との中間に位置しています。これらの基幹病院からは地理的に離れているため、緊急を要する場合には十分な対応が出来ません。

よって、高度な医療はこれら基幹病院に任せ、この地域では、緊急の場合にも住民の生

命を守るために必要な医療体制を整えておく必要があります。

◆重点的に取り組むプロジェクト

①病院の統合

2つの公立病院を統合し、合併後の早い段階で、地震による津波をはじめとした震災の影響を受けない場所に地域に見合った適切な規模の新病院を建設します。

②診療科目の充実

統合に伴い、「地域内で住民の生命を守るのに足る医療サービス確立」の観点から、採算性の低いものでも必要な診療科目については充実に努めます。

同時に、災害時に被災者の救急医療に対応できる体制を整えます。

③交通対策の充実

中山間地域における通院の利便を向上させるなど、地域医療の増進のため、医療機関を結ぶ生活バスの充実など、公共交通の充実を図るとともに、基幹となる生活路線については必要な道路整備を推進します。

<プロジェクトそのⅢ>

災害に強い安全・安心まちづくりプロジェクト

防災対策の強化と防災拠点及びネットワークの整備

消防署統合・防災道路ネットワーク（迂回路）の整備・防災行政無線の更新

◆現状と課題

◎甚大な津波被害が予想される南海・東南海地震への対応

当地域は「南海地震」と「東南海地震」の双方の影響を受ける位置にあり、どちらの地震が起きても相当な被害が予想されます。震源地に極めて近い場合は、甚大な津波被害が予測され、人命の安全確保や救急体制の整備などが必要です。

また、災害時の避難等、住民への緊急情報伝達手段である防災行政無線も、一部地域では老朽化が進んでおり、早急な更新が必要となっています。

◎真っ先に被害を受ける位置にある現在の防災施設

災害時に救急・消防活動の拠点となる消防署や病院、役場をはじめとした町の中核施設が、いずれも津波被害を受けやすい場所にあり、被災時に司令塔の役割を果たせるかが疑問視されます。また、山間地でのがけ崩れ等による交通遮断など、防災上大きな問題を抱えています。

◆重点的に取り組むプロジェクト

①消防署の統合

合併に伴う消防署の統合を行う際、これを総合防災センターとして津波被害を受けない安全な場所に新たに整備し、日常の救急・消防業務にあたるとともに、災害時の活動拠点とします。

②防災道路ネットワーク（災害時に機能する迂回路）の整備

被災時に拠点となる防災施設・公共施設をネットワークする町内の主要な道路を改良すると共に、地域の大動脈である国道 42 号が寸断された場合を想定し、地域活動に支障が出ないように迂回道路の整備を推進します。

③防災行政無線の更新

災害時に、住民への緊急情報伝達手段として、老朽化している防災行政無線の更新と周波数の統合を図ります。

<新町形成戦略プロジェクトにかかる関連事業>

以上掲げた 3 つの戦略プロジェクトにおいて実施する具体の事業は以下のとおりです。

○戦略プロジェクトⅠ～Ⅲにかかる関連事業

新病院建設事業

防災行政無線更新事業

消防防災センター整備事業

地域振興基金（仮称）

新庁舎建設事業

4-2. 新町の主要な施策

基本方針に基づき新町において実施する行政各分野の主要な事業は以下の通りです。

4-2-1. かけがえのない自然資源の保全と産業振興

(1) 自然資源の統合的な保全

- ・ 自然を活用した観光や産業振興など、地域創造のための貴重な資源である森林生態系、川や海など水系の保全を一体的に推進します。

① 森林資源等の統合的な保全

- ・ 林業資源であり、地域や国全体の酸素供給資源でもある森林の多面的機能が発揮できるよう森林資源を統合的に保全していく事業を推進します。
- ・ 除間伐等を推進するため林道整備や森林整備事業を進めます。
- ・ 農業の多面的機能の確保の観点から中山間地域における耕作放棄地の解消を図ります。

② 循環型社会に対応した環境対策の推進

- ・ 浄化槽の設置等、適切な水処理対策を進め、古座川や沿岸海域の水質の保全を図ります。

(2) 第一次産業を主体とした地場産業の活性化

- ・ 生産者と流通・加工及び観光業界との連携のもと、「生産しておわり」でなく生産～加工～販売までを一貫して行う一体型の第一次産業の構築に努めます。
- ・ 同時に、観光業界などとの連携を深め、合併を機会に当地域の優れた一次産品を地域外の方々に味わってもらえる機会を増やすなど、外部へのPRを含めた市場の形成を目指します。

① 農林業の振興

- ・ 農道整備や土地改良等農業の生産基盤の強化を図ると共に、当地域の気候と風土を利用した一次産品の生産拡大を推進します。
- ・ 林道の整備や労働環境の改善と作業の効率化を図ることで適切な森林施業を行い、森林の総合的整備と活用を図ります。

② 水産業の振興

- ・ 漁港や漁港区域内の海岸保全施設の整備、水産加工場の整備、漁業関係施設の機能の高度化を図り、水産業の生産性の向上を図ります。
- ・ 養殖漁場の環境改善のための事業を推進します。また、イセエビ、アワビ等の種苗放流事業や漁礁の開発により「つくり・育てる漁業」を推進します。

③ 観光漁業（海業）への取り組み

- ・ 新たに整備される県水産試験研究機関整備統合施設に併設して、町の特産品をPRし流通を促進する施設を整備し、地元の雇用の拡大を図ります。
- ・ スキューバダイビングや海釣り、カヌー等、海洋・溪流レジャーとの連携を図り、漁業者の所得向上を支援します。

(3) 観光の振興・情報発信

- ・ 当地域の資源を活用した体験型観光の一体化と観光振興を拡大するために、既存の組織の取り組みを連携させ観光振興のための統一的な取り組みを展開します。(グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進)

①観光イベントの推進

- ・ 海山川の自然を活かした本州最南端のまちならではの地域特性豊かなイベントを恒常的に実施していきます。

②観光情報の発信

- ・ 魅力ある特産品の開発を支援し、農産物・海産物等特産物の販売拠点の整備、滞在型の観光施設の整備・充実を支援し、そのPRを精力的に行います。

③観光振興体制の強化

- ・ 農林漁業、地場産業など他産業との連携を図り、両町の観光協会の一体化を推進し、広域的な観光PR、取り組み体制の強化を図ります。

(4) 商工業の振興

- ・ 個性的で魅力ある商店街づくりのための環境整備を支援するとともに、商工会活動の活発化、組織の連携強化および観光業・漁業との連携を図ります。
- ・ 地域に密着した加工業の育成、特色ある地場産業、高付加価値型産業への転換を支援します。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(1) 自然資源の統合的な保全	
①森林資源等の統合的な保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落水源地整備事業(佐部) <県事業> ・ 耕作放棄地の解消推進
②循環型社会に対応した環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設置整備事業
(2) 第一次産業を主体とした地場産業の活性化	
①農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業基盤整備事業 ・ 林業基盤整備事業(林道と深鶴川線<県事業>、上野山佐部線、二色線、鹿淵根線)
②水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産基盤整備事業(下田原、大島、有田、串本<以上県事業>、船瀬、動鳴気漁港) ・ 海岸保全施設整備事業(樫野漁港) ・ 持続的漁業生産環境整備事業 ・ 水産試験研究機関整備統合事業<県事業>
③観光漁業(海業)への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)都市交流海洋施設整備事業 ・ 海洋・溪流レジャーや販売業との連携

(3) 観光の振興・情報発信	
①観光イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まつり、観光イベントの実施
②観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・観光物産拠点施設管理委託 ・(仮称) 都市交流海洋施設整備事業
③観光振興体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の一体化の推進

は再掲事業 以下同じ

4-2-2. 元気に暮らせる健康・福祉推進

(1) 地域医療の確立

- ・ 国保直営串本病院と国保古座川病院を統合し、新たな場所に公立病院を設立し、できるだけ早い時期での開業を目指します。
- ・ 統合新病院においては、緊急を要する場合でも住民の生命を守るために必要な医療に対応できるようにするとともに、経費の節減に努め経営の改善を図ります。

(2) 高齢者福祉の推進

- ・ 従来の施設を活かしつつ、お年寄りに配慮したサービスを提供し、高齢者が自立し生き甲斐をもって生活できるような施策の推進など、総合的な福祉サービスの充実を図ります。

(3) 児童福祉の推進

- ・ 地域の特性や親の就労ニーズに対応した保育体制や学童保育の充実に努めます。
- ・ 将来的には保育所の効率的な施設配置を行うと共に、幼保一元的な機能を持った施設の整備を推進します。

(4) 障害者福祉の推進

- ・ 障害者が安全で快適に生活できるような公共施設の整備改善を推進するとともに、就労や社会活動への参画など、障害者の自立に向けた支援策の充実を図ります。

(5) 保健事業の推進

- ・ 町民の健康増進を図るため保健体制の充実を図り、健康づくり運動の推進などとともに予防医療の促進を図ります。

(6) 地域福祉の推進

- ・ 町民の社会福祉への理解と参加を進めるため、福祉情報の提供や福祉教育を充実するとともに、ボランティア活動など町民の社会福祉活動を支援します。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(1) 地域医療の確立	
①病院の統合	・ 新病院建設事業

4-2-3. 地球にやさしい快適な生活環境創出

(1) 環境対策の推進（ごみ処理、し尿処理、火葬、生活排水）

①ごみ・し尿処理

- ・ 環境対策にかかる一部事務組合の運営の効率化に努めます。また、ごみ中間処理施設の施設整備を行い、し尿処理施設や一般廃棄物最終処分場については広域化も含め検討し整備に努めます。
- ・ 環境美化の推進を図り資源ごみの再利用などを通じて循環型社会にふさわしい環境対策を推進します。

②生活排水処理

- ・ 2町の生活排水対策については、浄化槽の設置促進をすすめ、川の浄化及び海の水質保全など生活排水対策を進めることで公共水域の一体的な環境保全を図り、美しい郷土の自然を保全します。
- ・ 浸水対策のための排水路を整備します。

③斎場

- ・ 火葬場の統合整備を行います。

(2) 生活基盤の整備（公園、住宅、上水等）

- ・ 公営住宅については、建て替えや耐震化を図ると共に、貴重な住宅ストックとして、若年層から高齢者までが有効に活用できるように、現在のライフスタイルやバリアフリー化等に配慮した改善を推進していきます。
- ・ 高齢者や女性そして子供など、誰もが気軽に憩える公園などの基盤施設を充実させていきます。
- ・ 取水口の移転や老朽化した上水道管の改修等の施設整備を進め、安全で衛生的な浄水の供給を図ります。
- ・ 公租公課等の負担の公平化や土地の有効活用を図るための基礎的調査として、地籍調査を推進します。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(1) 環境対策の推進（ごみ処理、し尿処理、火葬、生活排水）	
①ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ中間処理施設整備事業 ・ 一般廃棄物最終処分場整備事業 ・ し尿処理施設整備事業（衛生施設事務組合）
②生活排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設置整備事業 ・ 排水路整備改修事業
③斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場統合整備事業
(2) 生活基盤の整備（公園、住宅、上水等）	

①公営住宅の整備	• 公営住宅建設事業
②上水道の整備	• 浄水場取水口移転事業 • 石綿セメント管改修事業 • 飲料水供給施設整備事業（古座ヴィラ）
③土地利用	• 地籍調査事業

4-2-4. 地域の交流を促進する基盤整備

(1) 地域をつなぐ交流基盤の整備（広域道路、生活道路等）

- ・ 特に、災害時を想定した道路ネットワークの整備を図ります。国道42号の迂回路となる路線の改良整備を促進します。
- ・ また、新町の拠点となる施設を結ぶ幹線道路の整備を促進します。
- ・ 住民の日常的な活動の基礎となる生活道路、地区から幹線道路へアクセスする道路の整備・改良を推進します。
- ・ 地域コミュニティの維持・醸成と旧町地域間の住民の交流を促進するため、コミュニティセンターを整備します。

(2) IT基盤を活用した地域の連携

- ・ 役場や学校等の公共施設を結ぶ情報ネットワークを形成し、地域間のコミュニティ形成や地域の連携を促進します。
- ・ CATV（ケーブルテレビ）の普及を促進し、インターネットなどIT技術の普及啓発活動を通じて、住民間のコミュニティ形成、高齢者の保健医療や介護等の相互間の情報システムとして活用していくことを検討していきます。

(3) 一体的な公共交通対策の推進

- ・ 辺地など交通不便地域の利便を確保するために、貸切タクシー運行事業の実施や地方バス路線への補助を行います。
- ・ 2町を一体的に結ぶ交通手段として、合併を機に再編成し新町を一体的に結ぶバスルートなど、新町を効率的にネットワークする交通対策について検討していきます。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(1) 地域をつなぐ交流基盤の整備	
①道路網の整備	・ 幹線道路の整備・改良（町道サンゴ台中央線） ・ 生活道路の整備・改良（町道右東谷津荷線）
②交流施設の整備	・ コミュニティセンター整備事業（津荷）
(2) IT基盤を活用した地域の連携	
①IT基盤の整備	・ 地域公共ネットワーク整備事業 ・ 電算システム統合事業

4-2-5. 安全に暮らせる防災対策の推進

(1) 防災拠点の整備

- ・ 南海・東南海地震に備え、津波被害を受けない安全な場所に消防防災センターを建設します。
- ・ 被災時に町民の命と財産を守り、災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、新町移行後しかるべき時期に新庁舎の建設を行います。
- ・ 学校施設の耐震化を推進し、避難所としての機能を確保します。

(2) 防災対策のさらなる推進

- ・ 南海・東南海地震が到来した場合を想定し、特に海岸部の集落における一時的な避難場所の確保、津波警報発令の徹底など、人命確保に万全を期するよう対策を講じます。
- ・ 住民への情報伝達手段として、老朽化している防災行政無線の整備・更新を行います。
- ・ 防火水槽や消防ポンプ、車両等、防災設備、機材の充実を図ります。
- ・ 万が一被災した場合に迅速に救急・救援活動が行われるよう、また災害時も被害を最小限に食い止めるために、消防・救急業務体制および防災体制の強化を図ります。
- ・ 町民の防災意識を高めるとともに、高齢者などの災害弱者を地域で支え合うため、町民による自主的な防災活動の推進を図ります。
- ・ 津波対策として、ビルの屋上など民間施設等において避難所などの活用が図れるよう努めます。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(1) 防災拠点の整備	
①防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災センター建設事業 ・ 新庁舎建設事業 ・ 避難所、避難路の確保
(2) 防災対策の更なる推進	
①防災対策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線更新事業 ・ 高潮対策事業（串本海岸田並地区、古座海岸西向地区）〈県事業〉 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 高規格救急車整備事業 ・ 消防ポンプ自動車整備事業 ・ 小中学校校舎、体育館耐震補強事業 ・ 防災設備・資機材の配備 ・ 自主防災活動の推進

4-2-6. “本州最南端のまち”を支える人づくり

(1) 基本的人権の尊重

- ・ 同和問題をはじめ、高齢者、障害者、外国人などに対する差別をなくして、すべての町民が基本的人権を尊重し合う明るい社会づくりを推進するため、あらゆる機会を通じて人権教育、啓発を行います。

(2) 伝統文化を活かした生涯学習・スポーツの振興

- ・ 町民の心の豊かさや生きがいの創造を図るため、幼児から高齢者まで生涯にわたって学び続けられるよう、生涯学習、社会教育を推進します。
- ・ 郷土芸能の伝承を図り、地域に根ざした伝統文化の振興や町民の自主的な文化活動を積極的に支援します。
- ・ 役場をはじめ、学校および身近な公共施設を結ぶ情報ネットワークを形成し、町民の学習機会の増大や利便の向上を図ります。
- ・ 地域の伝統文化を活かし、さらにスポーツ大会など町民同士の連携や親睦を促進するイベントを充実し、地域間交流を促進します。

(3) 幼児教育・学校教育の充実

- ・ 小中学校の統合整備を進めるとともに、学校施設の老朽化による建て替えを適宜進め、施設の充実と教育カリキュラムの充実を図ります。
- ・ 幼児教育環境の充実を図るとともに、将来的には施設の効率的かつ適正な再配置を進めます。

(4) 海・山・川一体型観光を支える仕組みと人づくり

- ・ 観光協会の一体化を推進するとともに、農協・漁協・森林組合などの産業振興組織との連携を図ります。
- ・ これらの組織化を通じ、拡大する観光ニーズに対応できる体制を確立するとともに、各地域の産業・観光振興など地域づくりを担う人材の育成と活用を図ります。
- ・ 自然を活かした観光振興や地域の活性化にかかる各地域の自発的な組織、取り組みを引き続き継続し、相互の連携、組織の充実を図ります。

(5) 国際交流の推進

- ・ 姉妹都市との一層の交流促進、トルコ共和国修交記念事業などの国際交流を進めるなど、国際交流活動を推進します。
- ・ 国際交流活動を通じて町民が国際感覚を身につけることで、国際的に通用する人材の育成に努めます。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(2) 伝統文化を活かした生涯学習・スポーツの振興	
①生涯学習・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興基金の活用 ・社会教育・スポーツ施設の改修 ・「本州最南端のまち」各種イベントの実施 ・地域伝統文化の継承
(3) 幼児教育・学校教育の充実	
①学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・潮岬中学校校舎新增改築事業 ・西向中学校大規模改造事業 ・学校教育施設の整備
(4) 海・山・川一体型観光を支える仕組みと人づくり	
①人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを担う人材育成・活用事業
(5) 国際交流の推進	
①国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・トルコ共和国修交記念事業 (エルトゥールル号遭難追悼式典)

4-2-7. 活力ある地域を実現する行政運営の推進 ～計画の実現にあたって～

(1) 健全な行財政運営の実現

①行政の効率化と職員能力の向上

- ・ 多様化・高度化した住民ニーズに対応した行政組織を構築し、事務・事業の簡素化・合理化を図り、効率的な行政運営を実現します。
- ・ 変動する社会経済情勢や複雑化する行政課題に適切に対応できる行政職員の能力向上に努めます。

②財政健全化と重点的な施策の推進

- ・ 厳しい財政状況を鑑み、歳出面において事務事業や人件費の見直し、施策の優先度の判断を行い、歳出総額の抑制に努めるとともに財政の健全化を促進します。
- ・ 限られた財源で最大の行政効果を得るため、計画的・重点的な予算配分とその着実な執行に努めます。

(2) 地域のニーズに見合った自治の推進

①地域自治の確立

- ・ 地域の意向を的確に反映させるため合併に伴う議員の減少や公共施設の統廃合に対応し各地域で引き続き住民意思の反映を的確に行うため、区会など既存の地域自治組織等を活用し、地域に密着した住民主体の自治の実現を図ります。
- ・ 行政は地域自治の充実に向けて、NPOの立ち上げや区長連合会の充実など、住民主体のまちづくり拡充のための環境づくりとコミュニティ活動を支援します。

(3) 広域行政の推進

- ・ 国・県等の上位計画との整合を図りつつ近隣市町村との連携や役割分担について検討し、拡大する広域行政ニーズへの対応を図ります。
- ・ 新町を越える行政区域で対応している事務・事業の共同処理について、合併を機に適切な対応を行います。

○新町で実施する主な事業

事業分野	事業概要
(2) 地域のニーズに見合った自治の推進	
①地域自治の確立	・ 地域振興基金の活用

4-3. 新町における和歌山県事業

産業の振興や一体的な地域形成を図りつつ新町の建設を促進する上で、和歌山県が主体となって実施する主要な事業は以下の通りです。

事業分野	事業概要・事業名
①農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> • 林業の振興 流域循環資源林整備事業（林道と深鶴川線） 集落水源山地整備事業（佐部地区） • 水産業の振興 下田原地区（下田原漁港）地域漁港整備事業 大島漁港漁場機能高度化事業 広域漁港整備事業（有田、串本漁港） 水産試験研究機関整備統合事業
②都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 港湾 古座港県単港湾浚渫・改良 • 県道 必要な現道対策の推進
③防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 急傾斜地崩壊対策事業 • 海岸高潮対策事業 （串本海岸田並地区、古座海岸西向地区）

第5章.

公共施設の整理統合

合併に伴う公共施設の統合整備については、地域の特性や地域間のバランス、既存施設の有効活用、住民の福祉の向上及び新町の効率性、一体性ある地域運営を基本的な観点とし、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し財政事情等を考慮しながら逐次検討し整備を図っていきます。

新町の役場については合併後しかるべき時期に再整備を行います。同様に、公立病院と消防庁舎及び火葬場についても合併後に統合整備を図ります。施設の統合整備に際しては、南海・東南海地震に備えて、被災時に町民の命と財産を守るために災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、住民の利便性を考慮しつつも津波被害を受けない安全な場所に整備するものとします。

その他、両町に整備されている施設で機能的に重複している、または類似のものについては、必要に応じて統合と機能分担、管理運営方法等を検討し、効率的かつ効果的な施設の活用方策について継続的に検討していきます。

また、旧役場庁舎等については、日常的な住民窓口サービス等機能の低下を招かないよう十分に配慮し、必要な機能の保持を図っていきます。

第6章.

財政計画

財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づく市町村建設計画の一部を構成するものであり、将来の行財政運営の指針となります。

新町の財政計画は、普通会計の歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績、人口推移等を勘案し、新町で実施する行政サービスや各種事業を加味し、合併に伴う財政支援措置なども考慮しつつ、平成17年度から令和7年度までの合併後21年間の計画としています。

平成17年度から令和元年度については実績額、令和2年度から7年度については令和元年度までの実績に基づき算定しています。

(1) 歳入

歳入の主な項目の算定の考え方については、次のとおりです。

①町税(地方譲与税及び交付金)

現行税制を基本とし、過去の推移、人口推移等の影響を推定して算定しています。

②地方交付税

制度改正による影響、将来人口の減少に伴う影響を見込んでいます。また、合併特例債等の元利償還金への交付税算入等、合併による財政支援措置も反映しています。

③分担金・負担金

古座川町からの消防業務受託事業収入等を見込んでいます。

④使用料・手数料

保育所、こども園の使用料について将来人口による影響を考慮して算定しています。手数料については、毎年度0.1%の減少を見込んでいます。

⑤国庫支出金・県支出金

普通建設事業にかかるものは事業計画により算定しています。また、障害者自立支援給付費等負担金、児童手当負担金等を見込んでいます。

⑥繰入金

介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計からの前年度精算に伴う繰入金を見込むとともに、財政調整基金、減債基金、特定目的基金からの繰り入れを見込んでいます。

⑦地方債

将来事業計画に基づく事業の財源として合併特例債・各種地方債を見込んでいます。また、臨時財政対策債を見込んでいます。

(2) 歳出

歳出の主な項目の算定の考え方については、次のとおりです。

①人件費

定年退職者に係る特別負担金や職員給料を個別に積み上げて算定しています。また、選挙に係る人件費、議員共済公費負担分等についても考慮し算定しています。

②物件費

臨時的なものを控除した基準額に、今後増加が見込まれるものを考慮して算定しています。

③扶助費

将来推計人口における老年人口の増減率を考慮し算定しています。

④補助費等

串本町古座川町衛生施設事務組合の運営分担金や地方債元利償還金の増分、紀南環境広域施設組合負担金、病院事業等に係る増減分を考慮し算定しています。

⑤公債費

現時点で確定している元利償還金と、合併特例債など今後借り入れる町債に係る元利償還金を見込んでいます。

⑥積立金

一定のルールに基づいて積立している減債基金、財政調整基金のほか、特定目的基金を積み立てていくものとして算定しています。

⑦繰出金

後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金については、将来推計人口における老年人口の増減を反映しています。また、下水道事業特別会計等の元利償還金についても考慮し算定しています。

⑧投資的経費

将来事業計画に基づく事業を見込んでいます。

【年次別財政計画】
(歳入)

(単位:千円)

	H17決算	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算
町税	1,521,976	1,508,009	1,615,473	1,600,370	1,519,325	1,517,720	1,510,839	1,469,165	1,472,607	1,448,328	1,416,237	1,407,087	1,406,406	1,398,810	1,404,571
地方譲与税	186,861	201,799	76,111	73,588	68,542	66,367	66,492	62,204	59,117	56,230	59,267	58,580	58,310	59,880	68,564
利子割交付金	13,754	9,782	12,161	11,212	9,675	9,009	7,749	6,801	6,641	5,230	4,314	2,993	4,434	4,322	1,929
配当割交付金	6,919	9,708	10,453	4,504	3,455	4,138	4,495	5,159	9,749	17,510	12,915	7,375	9,789	7,582	8,928
株式等譲渡所得割交付金	9,393	8,297	7,599	1,445	1,420	1,181	931	946	12,652	8,354	10,451	3,653	9,481	6,304	4,666
地方消費税交付金	173,157	175,501	170,035	157,966	164,059	163,777	154,131	149,288	148,017	180,584	308,934	267,419	274,291	290,996	276,325
法人事業税交付金															0
自動車取得税交付金	37,743	34,409	34,276	33,956	21,654	17,225	15,489	18,790	15,954	7,036	12,996	12,230	17,974	18,466	9,874
環境性能割交付金															2,714
国有提供施設等所在市町村助成交付金	5,992	6,007	6,091	6,194	6,082	6,085	5,477	5,131	5,177	5,199	5,237	5,667	5,650	5,638	5,778
地方特例交付金	44,480	32,000	8,908	15,058	17,230	32,610	30,822	4,950	4,970	5,314	4,524	4,541	4,623	5,644	30,615
普通交付税	3,293,419	3,215,149	3,245,493	3,500,168	3,689,705	3,934,461	3,922,316	3,852,151	3,992,431	3,989,390	4,096,537	4,090,286	4,046,336	4,052,306	4,012,335
特別交付税	651,067	603,171	576,987	527,456	612,793	640,169	652,342	627,913	613,281	611,870	609,634	584,352	573,050	575,320	594,772
交通安全対策特別交付金	2,143	2,366	2,611	2,443	2,383	2,267	2,121	2,114	2,051	1,686	1,799	1,672	1,491	1,221	1,033
分担金及び負担金	260,811	223,811	227,214	220,449	237,804	224,211	216,059	216,568	224,517	215,884	260,238	258,657	233,885	242,752	214,687
使用料	115,459	106,801	114,950	109,448	104,670	93,892	96,250	102,102	108,142	105,173	127,920	131,573	128,275	131,044	119,462
手数料	59,751	43,362	41,872	42,646	41,078	40,127	37,367	38,281	38,516	37,409	36,613	35,759	35,972	38,300	36,751
国庫支出金	497,591	667,615	563,235	548,508	1,402,752	1,137,399	676,314	1,060,457	1,480,510	1,072,311	1,242,585	897,161	820,668	833,586	1,261,218
県支出金	809,836	635,608	564,919	479,341	575,288	744,559	617,435	549,472	828,455	757,846	718,742	720,129	632,391	734,862	852,649
財産収入	19,528	10,237	14,028	14,533	12,935	11,456	10,053	13,122	39,778	18,919	39,040	19,811	20,281	43,694	140,906
寄付金	16,414	1,964	345	106	2,517	11,979	3,798	3,918	19,436	38,215	19,274	33,371	464,933	308,673	48,617
繰入金	146,469	114,515	44,859	219,885	231,791	108,639	306,287	182,720	83,145	572,967	191,379	411,429	663,887	534,947	579,544
繰越金	316,794	366,030	321,801	176,693	302,475	334,598	235,973	258,064	290,368	281,119	339,523	305,437	349,968	379,331	355,339
諸収入	91,895	96,585	77,265	850,255	849,088	258,802	110,395	143,195	309,668	142,521	137,476	133,077	167,556	147,149	182,465
地方債	957,300	1,111,600	1,159,924	862,422	1,775,058	1,434,210	1,456,894	1,583,386	1,317,172	1,045,057	2,030,420	738,096	926,372	948,389	1,948,752
歳入合計	9,238,752	9,184,326	8,896,610	9,458,646	11,651,779	10,794,881	10,140,029	10,355,897	11,082,354	10,624,152	11,686,055	10,130,355	10,856,023	10,769,216	12,162,494

(歳出)

	H17決算	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算
人件費	2,179,078	2,122,706	2,133,276	2,066,251	2,028,442	2,010,772	2,026,074	1,947,991	1,870,109	1,870,885	1,843,244	1,842,260	1,829,818	1,851,650	1,835,714
物件費	1,405,249	1,071,101	1,136,575	1,032,639	1,231,184	1,189,747	1,248,104	1,211,308	1,264,582	1,495,827	1,605,977	1,673,425	1,562,854	1,703,765	1,849,228
維持補修費	111,086	76,459	83,074	86,645	103,235	98,811	89,592	87,751	93,714	90,237	102,903	131,860	99,481	126,212	105,242
扶助費	514,475	514,099	567,544	565,408	668,307	852,333	912,236	990,904	1,009,766	1,122,037	1,077,502	1,259,395	1,121,511	1,091,163	1,090,577
補助費等	1,089,503	1,067,324	1,116,481	1,365,800	2,011,595	1,708,465	1,407,848	1,312,475	1,572,466	1,149,349	1,241,677	1,220,484	1,589,903	1,483,372	1,522,362
公債費	1,173,412	1,210,366	1,154,136	1,267,672	1,235,495	1,200,617	1,184,738	1,126,527	1,169,572	1,175,083	1,196,572	1,217,018	1,322,245	1,383,471	1,352,009
投資及び出資金・貸付金	19,890	16,420	16,760	776,060	775,100	177,440	501,855	45,900	146,360	34,720	35,440	35,640	34,260	39,640	36,800
繰出金	889,957	821,660	849,300	941,726	992,034	1,017,452	1,018,146	1,017,833	969,008	1,180,348	1,200,626	1,066,153	1,055,320	1,065,145	1,103,728
積立金	433,055	516,146	378,364	78,413	221,481	643,425	354,581	368,241	711,214	255,569	255,290	306,285	743,883	443,716	393,631
投資の経費	1,057,017	1,446,244	1,284,407	975,557	2,050,308	1,659,846	1,138,791	1,956,599	1,994,444	1,912,446	2,821,387	1,027,867	1,117,417	1,225,743	2,648,296
歳出合計	8,872,722	8,862,525	8,719,917	9,156,171	11,317,181	10,558,908	9,881,965	10,065,529	10,801,235	10,286,501	11,380,618	9,780,387	10,476,692	10,413,877	11,937,587

歳入歳出差引	366,030	321,801	176,693	302,475	334,598	235,973	258,064	290,368	281,119	337,651	305,437	349,968	379,331	355,339	224,907
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(基金残高)

財政調整基金	640,810	851,415	892,683	845,207	937,028	1,421,512	1,269,476	1,263,505	1,355,263	1,363,448	1,363,744	1,228,063	1,136,943	1,032,108	865,078
減債基金	52,614	52,615	137,615	51,256	66,244	160,881	208,066	247,654	299,852	402,123	530,509	566,544	592,526	598,963	611,277
特定目的基金	702,395	913,127	1,141,649	1,161,381	1,110,273	1,168,357	1,349,218	1,543,706	2,089,003	1,692,055	1,667,089	1,678,167	1,857,755	1,905,961	1,888,129
合計	1,395,819	1,817,157	2,171,947	2,057,844	2,113,545	2,750,750	2,826,760	3,054,865	3,744,118	3,457,626	3,561,342	3,472,774	3,587,224	3,537,032	3,364,484

(歳入)

(単位:千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
町税	1,406,085	1,380,913	1,378,485	1,376,295	1,357,541	1,355,520
地方譲与税	78,670	78,670	78,670	78,670	78,670	78,670
利子割交付金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
配当割交付金	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
株式等譲渡所得割交付金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
地方消費税交付金	344,000	344,000	344,000	344,000	344,000	344,000
法人事業税交付金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
自動車取得税交付金	0	0	0	0	0	0
環境性能割交付金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
国有提供施設等所在市町村助成交付金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
地方特例交付金	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
普通交付税	4,036,602	4,010,123	3,968,693	3,806,267	3,803,216	3,844,846
特別交付税	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
交通安全対策特別交付金	900	900	900	900	900	900
分担金及び負担金	229,093	229,093	229,093	229,093	229,093	229,093
使用料	103,092	123,400	122,845	122,308	121,755	121,182
手数料	38,526	38,487	38,449	38,411	38,372	38,334
国庫支出金	951,067	1,027,559	1,058,861	909,578	889,349	889,349
県支出金	657,556	743,810	672,869	669,282	665,732	662,216
財産収入	11,685	21,913	21,913	21,913	21,913	21,913
寄付金	50,000	1	1	1	1	1
繰入金	651,787	303,435	331,748	305,728	278,404	311,405
繰越金	1	160,486	161,416	152,736	137,433	135,995
諸収入	226,322	111,950	111,318	111,258	111,199	110,846
地方債	3,164,100	1,732,602	1,815,802	1,186,202	1,156,202	1,206,202
歳入合計	12,536,486	10,894,344	10,922,063	9,939,643	9,820,780	9,937,472

(歳出)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	2,066,052	2,143,165	2,126,852	2,178,036	2,188,609	2,199,990
物件費	1,488,804	1,732,762	1,685,326	1,667,073	1,649,004	1,631,114
維持補修費	91,988	103,147	102,116	101,094	100,084	99,083
扶助費	1,105,870	1,017,182	1,004,293	991,404	978,515	965,626
補助費等	1,639,574	1,410,781	1,405,433	1,400,138	1,394,896	1,389,706
公債費	1,419,047	1,439,287	1,409,619	1,220,926	1,252,359	1,405,820
投資及び出資金・貸付金	35,100	36,466	36,301	36,138	35,977	35,817
繰出金	1,107,375	1,012,141	997,632	988,753	979,873	970,994
積立金	95,151	143,380	143,845	139,505	131,853	131,134
投資の経費	3,327,039	1,694,617	1,857,910	1,079,144	973,614	973,614
歳出合計	12,376,000	10,732,928	10,769,327	9,802,211	9,684,785	9,802,899

歳入歳出差引	160,486	161,416	152,736	137,433	135,995	134,573
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(基金残高)

財政調整基金	816,194	797,075	750,124	723,756	717,676	677,927
減債基金	611,277	611,914	612,535	614,253	615,355	616,407
特定目的基金	1,886,069	1,763,536	1,641,003	1,518,470	1,395,937	1,273,404
合計	3,313,540	3,172,525	3,003,662	2,856,479	2,728,968	2,567,738

新町財政計画(項目別構成割合)

《平成17～令和7年度(21年間)普通会計》

単位:百万円

